

令和８～１０年度山県市地域包括支援センター業務委託 公募型プロポーザル実施要領

１．業務名

包括委－１ 令和８～１０年度山県市地域包括支援センター業務委託

２．業務の目的

地域における高齢者の総合相談と包括的支援体制を確立し、高齢者が要介護状態になることの予防を推進し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のための包括的支援事業などを行う。

３．業務概要

- (１) 委託期間 令和８年４月１日から令和１１年３月３１日までとする。
ただし、契約締結の日から令和８年３月３１日までは、事務引継ぎ期間及び準備期間とする。
- (２) 業務内容 別添山県市地域包括支援センター業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）の内容に基づいた業務
- (３) 業務規模 ①山県市南部地域包括支援センター（以下「南部包括」という。）
上限 ８１，９００千円（消費税及び地方税相当額を含む。）
各年度上限 ２７，３００千円
②山県市北部地域包括支援センター（以下「北部包括」という。）
上限 ４５，９００千円（消費税及び地方税相当額を含む。）
各年度上限 １５，３００千円
- (４) 実施形式 公募型プロポーザル方式により総合的に評価し、当該契約の相手方として最も適した者を南部包括、北部包括それぞれで選定する。
- (５) 支払方法 南部包括は２７，３００千円を、北部包括は、１５，３００千円を各年度の上限とし、受託者の請求に基づき、前期・後期ごと（５月・１０月）に支払うものとする。

４．公募資格要件

公募資格要件は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

- (１) 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６７に規定する法人で、市内の介護サービス運営事業者として１年以上の実績があること。
- (２) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の２２第２項各号の規定に該当しない者であること。
- (３) 国・県・市等の監査、指導検査等における指摘事項が改善済みであること。
- (４) 法人の役員（就任予定者含む）等が、山県市暴力団排除条例（平成２４年山県市条例第４号）第２条に規定する暴力団、暴力団員及びそれらの密接関係者でないこと。
- (５) 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
- (６) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定による指定の取消しを受けたことがない者。また、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第

1 項の規定において該当しない者。

- (7) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び山県市の指示に柔軟に対応できること。
- (8) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

5. 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると山県市が判断した場合は失格とする。ただし、山県市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

- (1) 本要領を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、山県市が判断した場合

6. 実施スケジュール

- (1) 募集要領の配布 令和7年9月12日（金）から令和7年10月10日（金）まで
- (2) 質問の受付期間 令和7年9月22日（月）午後5時まで
所定の質問書に記入の上、Eメールの件名を「プロポーザル質問（【〇〇〇法人名】）」として「11. 担当事務局」あて送信すること。質問への回答は、ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に随時掲載する。
- (3) 応募書類提出期限 令和7年10月10日（金）午後5時
「11. 担当事務局」へ郵送（必着）または持参すること。
- (4) 1次審査（書類審査）
応募者多数の場合、1次審査として書類審査を実施し、選考を通過した事業者のみ2次審査のプレゼンテーション審査に進むものとする。
- (5) 2次審査（プレゼンテーション） 令和7年10月下旬
1事業者30分程度（説明20分、質疑適宜）のプレゼンテーションを実施する。出席者は、南部包括については、1事業者5名以内、北部包括については1事業者4名以内とする。
- (6) 選定結果通知
各応募事業者に文書で通知する。

7. 提案書等応募書類（様式等）

- (1) 別添山県市地域包括支援センター応募様式一覧のとおり
- (2) 見積書・積算内訳書 （任意様式）
- (3) 応募書類の体裁については次のように整えること。
 - ①全体の目次及びページを付け、項目ごとにインデックスをつけること。（番号のみ可）
 - ②全体を1つに綴じ、10部（正本1部、副本9部）を提出すること。

8. 提案書等応募書類の取扱い等について

- (1) 提出された提案書等応募書類は、一切返却しない。

- (2) 提案書等の権利は応募者に帰属する。ただし、選定された事業者の提案書等の権利は山県市に帰属する。
- (3) 選定された事業者の提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の企画提案関係書類は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (4) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した費用は応募事業者の負担とする。

9. 審査

(1) 1次審査

提出された企画提案書等応募書類により審査する。

(2) 2次審査

- ①審査は選定委員会において、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- ②別添「審査表」に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
- ③新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書等応募書類に基づきプレゼンテーションすること。なお、プレゼンテーションソフトでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず提案書等応募書類受付時に申し出ること。

(3) 選定結果

各応募事業者に文書で通知する。なお、審査及び選定結果についての異議は認めない。

10. 契約の締結

審査の結果、選定された事業者を本業務にかかる随意契約の契約候補者として、山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）に準じ、契約を締結するものとする。また、山県市が行う契約から暴力団排除に関する措置要綱（平成22年山県市訓令甲第13号）を適用するものとする。なお、契約金額については市と選定された事業者と内容を協議した上、正式な見積書を提出すること。

11. 担当事務局

〒501-2192 山県市高木 1000 番地 1

山県市健康介護課（ふれあいセンター 1 階）

電 話：0581-22-6838

F A X：0581-22-6841

E-mail：kenko@city.gifu-yamagata.lg.jp